

医薬第 600 号
令和7年10月22日

公益社団法人岡山県医師会長 } 殿
一般社団法人岡山県病院協会長 }

岡山県保健医療部長

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
一部改正について

臓器移植医療の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和7年10月8日付け、健生発1008第1号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知があったので、御了知の上、貴会会員への周知についてよろしくお願いします。

記

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について
（令和7年10月8日付け、健生発1008第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

※本通知については、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>